平成２５年（フ）第５０９号
静岡県浜松市浜北区豊保371番地の６　Ｙ’ｓ　Ｆｉｒｓｔ　Ｇａｒｄｅｎ205
債務者　鈴木　悠介
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第１９２号
愛知県豊橋市大村町字五貫森119番地
債務者　鈴木きみよ
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月15日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０３号
長崎県佐世保市原分町62番地１　ヴェルディス大丸305号
債務者　武雄　正文
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第１３３号
長崎県佐世保市瀬戸越４丁目1387番地８、旧住所長崎市平野町１番11号　パークサイド平野203号
債務者　安見　愛子（旧姓千代谷・森田）
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月17日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２５年（フ）第５０６号
川崎市宮前区水沢２丁目２番２号　ハイライズ宮前平Ｂ202
債務者　山田　憲親
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第５５２号
静岡市駿河区西脇675番地の１　コーポラスＧ２　101号
債務者　天野　貴文
１　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月20日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４７９号
川崎市幸区塚越２丁目154番地
債務者　三浦　　誠
１　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
５　免責審尋期日　平成26年１月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第２７９号
千葉県市原市五所1709番地１　スカイビル五所２Ｆ
破産者　宏和商事有限会社
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
兵庫県たつの市龍野町富永741番地の１
破産者　大幸石油商事株式会社
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第５７号
兵庫県たつの市誉田町広山548番地１
破産者　株式会社デクオ
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第６９号
長崎県南島原市有家町石田1152番地
破産者　有限会社島原きのこ
１　決定年月日　平成25年11月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２５年（フ）第５４号
北海道茅部郡森町字港町78番地、登記簿上の本店所在地北海道茅部郡森町字東森町129番地
破産者　有限会社入山松居水産
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第８１号
茨城県常総市内守谷町きぬの里３丁目３番地５
破産者　株式会社ジャット
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第９１号
茨城県結城市大字武井1319番地２、商業登記簿上の住所茨城県結城市大字武井1281番地
破産者　岡本運送有限会社
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９８４号
千葉県白井市冨士18番地の１　マロンハイツⅣ102号、開始決定時の住所千葉市中央区塩田町653番地
破産者　高澤　英朗
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４８８号
千葉市花見川区花見川１番14棟202号
破産者　谷川　安幸
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６８２号
千葉市中央区浜野町1324番地の６
破産者　株式会社荒川石材店
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係